

受領
21.6.24
軍事裁判所

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	令和2年(行ツ)第256号
決定日	令和3年6月23日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	小池 裕 池上 政 木澤 克 山口 厚 深山 卓也
当事者等	附 帶 上 告 人 想 田 和 弘 附 帶 上 告 人 古 槇 典 子 附 帶 上 告 人 平 野 司 上記3名訴訟代理人弁護士 吉 田 京 子 ほか 附 帶 被 上 告 人 国 川 陽 子 同 代 表 者 法 務 大 臣 上 川 陽 子 同 指 定 代 理 人 武 笠 圭 志 ほか
原判決の表示	東京高等裁判所令和元年(行コ)第167号(令和2年6月25日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件附帶上告を棄却する。 2 附帶上告費用は附帶上告人らの負担とする。 第2 理由 民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件附帶上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。 令和3年6月23日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 黒 澤 和 之	

これは正本である。

令和3年6月23日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官

黒澤 和之

